一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準

１　基本事項

審査については「一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に定められた委員会にて行い、受注候補者及び次点受注候補者を特定することとする。

２　配点及び評価項目

別紙「一宮町学童保育運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準表」のとおりとする。

３　審査方法

①　参加表明書類に基づき業務実績評価を審査し採点を行う。

令和６年１月１日時点で千葉県、東京都、埼玉県及び茨城県において地方公共団体の発注する児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業の受託実績について、採点を行う。

②　参加表明者から提出された見積書、企画提案書及びプレゼンテーション内容について審査し採点を行う。

③　各選定委員評価点は、業務実績評価の採点結果（①の結果）、企画提案書及びプレゼンテーション内容および見積書の採点結果（②の結果）を加えたものとする。

④　各選定委員の評価点を平均し、最上位の者を受注候補者、第二位であるものを次点受注候補者として決定する。

⑤　審査の結果、評価点が６０点に満たない場合は受注候補者及び次点受注候補者　として選定しないこととする。